

農委，すながわ

～砂川市農業委員会だより～

地域おこし協力隊が着任しました！

令和6年4月1日より地域おこし協力隊に片岸直也（かたぎしなおや）さんと川真田祐也（かわまたゆうや）さんが着任しました。片岸さんは昨年に引き続き2年目、川真田さんは今年度から着任となります。2名とも施設園芸での就農を目指しており、市内の農業者の下で研修と砂川市の魅力の発信を行っています。今回着任された2名より今後の意気込みを聞きました。

片岸さんは「昨年の経験を生かし今後の就農に向けスポンジのように何事も吸収したいと思います。」、川真田さんは「砂川の地域社会に貢献し、持続可能な未来の農業のために頑張ります。」と語ってくれました。

また、令和4年から地域おこし協力隊として研修を行っていた池田愛莉（いけだあいり）さんの任期が今年の3月末をもって満了し、4月より市内で就農しています。

新たに地域おこし協力隊に着任した2名の方は研修と砂川市の魅力発信を、池田さんは新規就農者としてぜひ頑張ってください。



新たに着任した2名
（左から川真田さん
片岸さん）



退任した
池田さん（左）

相続登記の義務化

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続により、農地などの不動産（土地・建物）を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を法務局にしなければなりません。また、令和6年4月1日以前に相続した不動産についても、相続登記されていないものは、義務化の対象となりますので要注意です。相続登記の義務化に伴い、正当な理由がなく、相続人が相続登記の申請をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。登記の手続きでお困りの際は、専門家である司法書士への依頼もご検討ください。